



6 食生第 311 号  
令和 6 年 (2024 年) 9 月 20 日

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等  
の施行に伴う厚生労働省令の整備等について（通知）

標記の件について令和 6 年 3 月 29 日付で、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整理等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 65 号）等が公布され、令和 6 年 4 月 1 日より食品衛生基準行政の消費者庁移管に伴い省令及び告示の題名等が改正されました。

改正の内容は、下記及び別添のとおりです。

ご了知いただくとともに、貴団体所属の会員等への周知にご協力の程、宜しくお願い致します。

記

1 組織改正の概要

食品衛生基準行政に関する事務を消費者庁に移管し、健康・生活衛生局食品基準審査課が廃止されたことから、食品衛生基準行政関係法令において「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める等の所要の改正を行ったものです。

2 関係法令の題名の改正

改正前	改正後
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）	乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）
食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（平成 17 年厚生労働省告示第 497 号）	食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量（平成 17 年厚生労働省告示第 497 号）
食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号）	食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号）

厚生労働大臣が定める放射性物質（平成 24 年厚生労働省告示第 129 号）	内閣総理大臣が定める放射性物質（平成 24 年厚生労働省告示第 129 号）
食品衛生法第 8 条第 1 項の規定に基づき <u>厚生労働大臣</u> が指定する指定成分等（令和 2 年厚生労働省告示第 119 号）	食品衛生法第 8 条第 1 項の規定に基づき <u>厚生労働大臣</u> 及び <u>内閣総理大臣</u> が指定する指定成分等（令和 2 年厚生労働省告示第 119 号）
食品衛生法第 18 条第 3 項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として <u>厚生労働大臣</u> が定める量（令和 2 年厚生労働省告示第 195 号）	食品衛生法第 18 条第 3 項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として <u>内閣総理大臣</u> が定める量（令和 2 年厚生労働省告示第 195 号）

### 3 既存の通知等の取り扱い等について

別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した庁名、大臣名、課名等の改正を行わなくとも、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものです。

また、消費者庁移管前に発出された局内各所による通知等においても、別途の通知等が発出されない限り、同庁移管後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等とみなします。

(問合せ先)

健康福祉部食品・生活衛生課  
 担 当 食品衛生係 松本、塚田  
           乳肉・動物衛生係 及川、小山  
 電 話 026-235-7155 (直通)  
 F A X 026-232-7288  
 E - mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

健生発 0329 第 63 号  
令和 6 年 3 月 29 日

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公印省略 )

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等  
の施行について（通知）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号。以下「整備法」という。）については、令和 5 年 5 月 26 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。また、本日、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 102 号。以下「整備等政令」という。）、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 65 号。以下「整理等省令」という。）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 171 号。以下「整理告示」という。）が公布され、一部を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。

整備法の趣旨等については、「「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布について（通知）」（令和 5 年 5 月 26 日生食発 0526 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により通知したところであるが、整備等政令、整理等省令及び整理告示等の内容について下記のとおり通知する。

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の保健所設置市を除く市町村並びに都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対してもこの旨周知をお願いする。なお、本通知の写しを別記の関係団体等あてに別途送付する旨申し添える。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 組織法令の改正

##### (1) 食品衛生基準行政関係の改正

食品衛生基準行政に関する事務を消費者庁に移管し、健康・生活衛生局食品基準審査課を廃止すること。

なお、食品衛生監視行政に関する事務は、令和6年度以降も引き続き厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課において処理すること。

##### (2) 水道整備・管理行政関係の改正

水道整備・管理行政に関する事務を国土交通省及び環境省に移管し、健康・生活衛生局水道課を廃止すること。

#### 2 作用法令の改正

##### (1) 食品衛生基準行政関係の改正

関係法令において、

- ・ 「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、
- ・ 「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める等の所要の改正を行ったこと。

##### (2) 水道整備・管理行政関係の改正

###### ① 大臣名等に係る所要の改正

関係法令において、

- ・ 水質又は衛生に関する事務については、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から「厚生労働大臣」を「環境大臣」に、
- ・ 当該事務以外の事務については、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める等の所要の改正を行ったこと。

###### ② 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに係る改正

両資格の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、整備法の趣旨を踏まえて、資格要件に下水道等に

に関する実務経験を含める等の改正を行ったこと。

また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加や、職員数の少ない小規模事業者における技術上の実務経験年数の見直し等を行ったこと。

### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。ただし、第1の2の(2)の②については令和7年4月1日から施行すること。

## 第2 既存の通知等の取り扱い等について

### 1 食品衛生基準行政関係

#### (1) 厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課から消費者庁食品衛生基準審査課へ移管される事務に係る通知等について

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課から消費者庁食品衛生基準審査課へ移管される事務に係る既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した庁名、大臣名等の改正を行わなくとも、「厚生労働省」とあるのは「消費者庁」と、「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」等と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されること。

#### (2) 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課から消費者庁食品衛生基準審査課へ移管される事務に係る通知等について

これまで厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課が所掌していた事務のうち、

- ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に基づく、乳等に使用する添加物、調製粉乳及び調製液状乳に係る厚生労働大臣の承認に関するもの
- ・ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に基づく、製造基準に規定する以外の方法により、塩漬け等を行い食肉製品を製造しようとする場合及び塩漬け等を行った食肉製品を輸入しようとする場合の厚生労働大臣の承認に関するもの

については、令和6年度以降、消費者庁食品衛生基準審査課に移管されることとなるが、これらの事務に関する通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した庁名、大臣名等の改正を行わなくとも、

「厚生労働省」とあるのは「消費者庁」と、「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(3) 厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課から同局食品監視安全課に移管される事務に係る通知等について

これまで厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課が所掌していた事務のうち、

- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 8 条第 1 項の指定成分等の指定や指定成分等含有食品による健康被害の情報収集に関するもの
- ・ 食品衛生法第 52 条第 1 項の器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関するもの

等については、令和 6 年度以降、同局食品監視安全課に移管される又は消費者庁食品衛生基準審査課との共管となるが、これらの事務に関する通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した課名等の改正を行わなくとも、「食品基準審査課」とあるのは「食品監視安全課」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(4) 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課の所掌事務に係る通知等であって、移管後も同課において所管するものについて

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課の所掌事務に係る通知等であって、移管後も同課において所管するものについては、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した課名等の改正を行わなくとも、「厚生労働省食品基準審査課」を「消費者庁食品衛生基準審査課」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(5) 通知等を発出した主体の読み替えについて

消費者庁移管前に発出された局内各職による通知等であって、第 2 の 1 の(1)～(3)に係る事務に関するものは、別途の通知等が発出されない限り、同庁移管後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等とみなすこと。

(6) 申請書、報告書等の提出先について

第 2 の 1 の(1)及び(2)に係る事務に関する申請書、報告書等の送付先については、令和 6 年 4 月 1 日以降は、当該申請書、報告書等に係る事務を所

掌する消費者庁食品衛生基準審査課とされたい。

第2の1の(3)に係る事務に関する申請書、報告書等の送付先については、令和6年4月1日以降は、当該申請書、報告書等に係る事務を所掌する厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課とされたい。

## 2 水道整備・管理行政関係

### (1) 移管される事務に係る通知等について

移管される事務に関する既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した省名、大臣名等の改正を行わなくとも、水質及び衛生に関する事務について「厚生労働省（厚生労働大臣）」とあるのは、「環境省（環境大臣）」と、これ以外については「厚生労働省（厚生労働大臣）」とあるのは「国土交通省（国土交通大臣）」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されること。

### (2) 通知等を発出した主体の読み替えについて

水道整備・管理行政の移管前に発出された健康・生活衛生局内各職による通知等は、別途の通知等が発出されない限り、行政移管後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等とみなすこと。

### (3) 申請書、報告書等の提出先について

移管される事務に関する申請書等の送付先については、別途の通知等が発出されない限り、令和6年4月1日以降は、当該申請書等に係る事務を所掌する国土交通省地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課室とされたい。

## 別記 関係団体等

一般社団法人日本添加物協会  
公益財団法人日本健康・栄養食品協会  
公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本薬剤師会  
公益社団法人日本栄養士会  
公益社団法人日本獣医師会  
公益社団法人日本食品衛生協会  
一般財団法人食品産業センター  
公益社団法人日本水道協会  
全国簡易水道協議会  
一般社団法人日本水道工業団体連合会  
公益財団法人水道技術研究センター  
全国管工事業協同組合連合会  
公益財団法人給水工事技術振興財団  
全日本水道労働組合  
一般社団法人全国給水衛生検査協会  
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会  
独立行政法人水資源機構  
国設専用水道の設置者

政令



(号外)

政令第百号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第二十六条第三項及び第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第六条第一項中「九人」を「十人」に改める。

第四十八条次のよう改める。

（管区警察局の内部組織）

第四十八条管区警察局には、関東管区警察局及び近畿管区警察局を除き、総務監察・広域調整部及び情報通信部を置く。関東管区警察局には、総務監察部、広域調整部、サイバー特別捜査部及び情報通信部を置く。近畿管区警察局には、総務監察部、広域調整部及び情報通信部を置く。

前各項の部には、それぞれ部長を置く。

前各項に定めるもののほか、管区警察局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

附則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣總理大臣 岸田 文雄

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

令和六年二月二十九日

内閣總理大臣 岸田 文雄

政令第百一号

附則

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第二百四十一号）第三百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

内閣總理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月二十九日

政令第百二号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第八十条第三項（食品安全法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第二百一号）附則第二条の二第六項及び第二条の三第七項において準用する場合を含む。）、水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第十二条第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）及び第十九条第三項（同法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条及び第八条の二、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三条第一項第一号、国家行政組織法（昭和二十三年法律第九十七号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、厚生労働省設置法（平成十一年法律第二百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十二条第二項並びに生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律附則第六条の規定に基づき、並びに水道法を実施するため、この政令を制定する。

目次  
第一章 関係政令の整備等（第一条—第十四条）  
第二章 経過措置（第十五条—第十七条）  
附則

第一章 関係政令の整備等  
(食品衛生法施行令の一部改正)

第一条

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百一十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「(の政令)」を「(食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第二百一号)以下この条において「平成七年改正法」という)附則第二条の二第六項及び第二条の三第七項において準用する場合を含む。」の政令に、「第十九条第一項」を「第八条第一項、第十二条(法律第六十八条第一項において準用する場合を含む。)」、第十三条第一項(法律第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第三项、第十四条、第十八条第一項(法律第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第三项、第十九条第一項に、「並びに第七十八条」を「これららの規定を平成七年改正法附則第二条の二第五項及び第二条の三第六項において準用する場合を含む。」並びに第四項並びに第七十八条第一項並びに平成七年改正法附則第二条の二第一項に改める。

(水道法施行令の一部改正)  
第一条 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の一部を次のように改める。

第一条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第五条第一項第一号中「(の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学者若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後)」を削り、「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に、「(二年以上水道)」を「(三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)」に改め、「者」の下に「(一年六月以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項第二号中「(の土木工学科)」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学科及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「(三年以上水道)」を「(四年以上水道等)」に改め、「者」の下に「(二年以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項第三号中「(よる専門学校)」の下に「(次号において「短期大学等」という。)」を「修了した後」の下に「(次号において同じ。)」を加え、「(水道)」を「(水道等)」に改め、「者」の下に「(一年六月以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項第五号中「(水道)」を「(水道等)」に改め、「者」の下に「(五年以上水道の工事に関する技術上の実務に從事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号中「(よる中等学校)」の下に「(次号において「高等学校」

内閣總理大臣 岸田 文雄

を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号中「(よる中等学校)」の下に「(次号において「高等学校」

生食発 0526 第 1 号  
令和 5 年 5 月 26 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の  
公布について（通知）

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」（令和 5 年法律第 36 号）については、本年 5 月 19 日に国会で可決・成立し、本日公布されたところです。

この法律は、食品衛生基準行政を厚生労働省から消費者庁へ、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することを主な内容とするものですが、改正の趣旨及び内容等の詳細は別紙のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

この法律の施行日は令和 6 年 4 月 1 日（一部は公布の日）であり、今後、施行に向けて、政省令の改正等の必要な措置を進めていくこととしております。

なお、本通知の写しを別記の関係団体等あてに送付しますので、念のため、申し添えます。

# 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

## 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

## 改正の概要

### 1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。  
② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であつて厚生労働大臣が引き続き事務を行うものの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

### 2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であつて水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。  
② 水道整備・管理行政であつて①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局に委任できることとする。  
③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となつた効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

### 3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。  
② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。  
③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

## 施行期日

令和6年4月1日